

出産手当金の申請について

- ◇ 出産手当金は出産者が当組合資格取得から6ヶ月経過後の出産に対して支給可能です。
- ◇ 出産日より30日間のみでの支給となります。

(令和4年4月～)

出産者の区分	1日当たりの支給額	支給限度額
事業主	5,000円	150,000円
従業員		
同一世帯家族		

- ※ 30日間の経過前に被保険者資格がなくなった場合は、資格のある日までの支給になります。
- ※ 令和6年4月～多胎の方は1日あたりの支給額が5,000円×人数分になります。
(添付書類も人数分必要です)

- ◇ 申請の際には母子手帳の1ページ目のコピーを添付して下さい。

この欄は手帳を受け取ったらすぐに自分で記入してください。

続柄	氏名	生年月日(年齢)	職業
母(妊婦)		年 月 日生(歳)	
父		年 月 日生(歳)	
		年 月 日生(歳)	
子の保護者	電話		
	居住地		
	電話		

*** 出生届出済証明 ***

子の氏名	男・女
出生の場所	都道府県 市区町村
出生の年月日	年 月 日
上記の者については 年 月 日 市区町村長の証明印が必要になります。	
市区町村長	印

※母子手帳の1ページ目のコピーを添付して下さい。

※母子手帳のコピーはこちらのページが必要になります。